

裁判員制度は15周年を迎えます

平成21年5月21日にスタートした裁判員制度は、国民の皆さんのご参加・ご協力に支えられ、5月21日に15周年を迎えます。

裁判員制度とは、国民の中から選ばれた6人の裁判員が刑事裁判に参加し、3人の裁判官とともに、被告人が有罪かどうか、有罪の場合、どのような刑にするのかを決める制度です。

裁判員裁判参加後のアンケートによると、96%の方が「(非常に)よい経験」と感じられており、充実感をもって参加していただけたことがうかがえます。引き続き、ご理解とご協力をお願いします。

※お問い合わせ先

函館地方裁判所事務局総務課
電話0138-38-2371

700MHz利用促進協議会による テレビ受信障害対策工事のお知らせ

5月16日から、鹿部町本別地区の一部で携帯電話事業者による試験電波の発信を行います。

その電波が地上波デジタル放送に影響を与える場合があります、影響が出たご家庭には700MHz利用促進協議会でテレビ受信障害対策工事を実施します。事前にテレビ映像に影響が出る恐れのある一部地域のご家庭にチラシを投函(必要により訪問)してお知らせをします。

工事の費用はすべて700MHz利用促進協会の費用負担(無償)で実施します。

※お問い合わせ先

700MHzテレビ受信障害対策コールセンター
(午前9時~午後10時 年中無休)
電話0120-700-012

おくやみもうしあげます

氏名	享年	住所
伊藤孝男さん	86歳	本別

(注) おくやみ欄の掲載は、ご家族等の掲載承諾をいただいで載せています。

小型特殊自動車をお持ちの方は 軽自動車税の申告が必要です

1. 小型特殊自動車とは

道路運送車両法施行規則第2条別表第1で定められている小型特殊自動車で「農作業用」と「その他のもの」に分類されます。

2. その他のものとは

フォークリフト、ショベルローダー、タイヤローラ、グレーダ、アスファルト・フィニッシャ、ターレット式構内運搬自動車、林内作業車、草刈作業車などで、最高速度が15km/h以下のものが小型特殊自動車となります。

3. 小型特殊自動車を所有している方は、公道走行の有無を問わず、所有していれば課税の対象になります(町税条例第87条)

申告をして、標識(ナンバープレート)の交付を受けてください。

※不申告の場合は、過料(10万円以下)が科せられます(町税条例第88条)

4. 申請に必要なもの

- ①所有者および使用者の印鑑(法人名義で登録する場合は、法人の代表者印が必要です)
- ②販売証明書または譲渡証明書(販売店または譲渡者の押印、車台番号、車名等の記載のあるもの)

※ご不明な点は、役場税務会計課までお問い合わせください

5. 税額(年額)

- ・農作業用 2,400円
- ・その他 5,900円

※毎年4月1日時点の所有者に課税されます

※お問い合わせ先

役場税務会計課課税係
電話7-5292

世帯と人口(4月1日現在)

()は前月比

世帯数 1,851 世帯 (-4)
男 1,681 人 (-1) 女 1,866 人 (-5)
計 3,547 人 (-6)

65歳以上の人口 1,485 人 (高齢化率 41.8%)